決議案第5号

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年9月22日提出

天理市議会議員	三	橋	保	長
IJ	飯	田	和	男
II.	岡	部	哲	雄
II.	寺	井	正	則
IJ	加	藤	嘉り	八次
IJ	榎	堀	秀	樹

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた軽油引取税の課税免除制度が、 地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される 状況にある。

軽油引取税の課税免除制度とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税(1リットルあたり 32 円 10 銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきた。

軽油引取税の課税免除制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻であり、制度の継続は地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効である。

よって、政府におかれては、軽油引取税の課税免除制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

天 理 市 議 会